



特 集 号

昭和38年4月15日印刷  
昭和38年4月20日発行

発行所  
宇都宮市旭町1-3-427  
宇都宮商工会議所  
電話(0)2,622 3,072  
2,905 0,533 番

編集者兼  
発行者 藤生善之助  
印刷者 秋場栄吉  
宇都宮市旭町2丁目  
印刷所 三共印刷株式会社  
電話(0)4,006-6,481番

## 昭和三十八年度事業計画並に収支予算決定

三月二十六日の通常議員総会（予算総会）において、昭和三十八年度事業計画並に収支予算が次のとおり決定をみました。

### 昭和三十八年度事業計画書

#### 1、本年度重点的実施事項

- イ、宇都宮新産業都市建設の促進に協力  
当市主要産業である食料品工業、家具工業、金属機械工業、大谷石採石業、布帛玩具製造業（輸出を含む）等の経営相談販路拡張並に首都圏整備工場誘致等に協力し、新産業都市建設の実現を期す。
  - ロ、商業道德の昂揚運動  
本年度は第八回商業P・R運動になるが、正札助行正量販売、品質表示、接客サービス向上、陳列、照明の指導に意を注ぎ、以て商業道德の昂揚を期す。
  - ハ、輸出産業の振興育成  
政府の輸出振興対策に則りミシン、布帛玩具、木製品、造花等輸出産業の一層の発展に協力すると共にその他輸出生産品の勃興を期す。
  - ニ、国産品普及向上運動の推進  
国産品普及向上推進については強力なる運動を展開し、経営者及び消費者に認識を深めせしめる。
  - ホ、中小企業の人づくり対策  
中小企業の人づくりのための経営管理者の育成並技術者の養成。
  - ヘ、東北自動車道の建設促進  
新道路整備五カ年計画へ東北自動車道の組入れと昭和三十九年度着工の実現。
  - ト、中小企業金融公庫宇都宮支店設置の実現  
昭和三十九年度実現を目的に積極的運動をなす。
  - チ、国鉄宇都宮駅東口設置促進運動の続行
  - リ、中小企業対策並に小規模企業対策の強化徹底  
中小企業相談所の機構を一層拡充強化してその達成に万全を期す。
  - ヌ、関係団体の指導育成  
商店街連盟、青年会議所、青色申告会等六団体を有し、それぞれ活発なる事業をなしつつあるが、これ等団体に密接なる連絡を保ち指導育成に当る。
- #### 2、各部会振興対策
- 1、商業振興対策  
イ、人づくりのための経営管理者養成の研修会（経営基本管理、財務管理、仕入管理、店舗施設管理、販売管理、労務管理）の開催  
ロ、商業機構の確立並に商業活動の調整及び調査機関の指導  
ハ、商業におけるP・R運動の指導及び実施  
ニ、見本市展示会等に対する指導  
ホ、商業に関する証明並に鑑定の実施  
ヘ、市場調査の指導  
ト、商業の経営改善のための診断、各種講習会、講演会、研究会の開催及び輪旋  
チ、商店の照明、広告、宣伝の改善指導  
リ、さくら祭、夏まつり、秋まつりの開催  
ヌ、小売物価並に貸金月例統計調査  
ル、店員の教育通信講座開設並に諸検定試験の実施  
ヲ、商店街美化運動の推進  
ワ、先進地商店街視察調査の実施  
カ、労務管理の指導推進  
コ、市並に周辺の物産宣伝のため宣伝隊の編成並に



施

2、工業振興対策

- イ、人づくりのための経営管理者育成並に技術者養成の研修会の開催
- ロ、工業地帯整備の推進
- ハ、企業合理化及び設備の近代化の促進
- ニ、工業技術に関する指導及び講演会並に研究会の開催

ホ、工業安全衛生及び公害防止対策の樹立

- ヘ、工場作業場診断の実施
- ト、先進地工業視察調査の実施
- チ、労働問題に関する調査研究、労働力の保全
- リ、輸出品（木製品、玩具、造花等）の振興対策
- ヌ、発明工夫展並に新製品の展示会
- ル、工業に関する諸法規の調査研究
- ヲ、工場誘致の積極的運動展開
- ワ、工場の照明改善指導

3、文化対策

- イ、広報活動の強化及び会報の発行
- ロ、観光施設の整備推進
- ハ、観光資源の開発並にハイキングコースの宣伝
- ニ、観光写真コンクールの開催
- ホ、土産品の改善並に宣伝
- ヘ、サービス業者の向上に関する講習会、講演会の開催
- ト、先進観光地の調査視察実施

4、金融対策

- イ、中小企業金融公庫宇都宮支店設置の実現
- ロ、貯蓄奨励、民間資本の蓄積推進
- ハ、融資対策の強化促進並に一般金利引下げの推進
- ニ、金融経済講演会並に懇談会の開催
- ホ、信用保証協会、商工中金、国民金融公庫、中小企業互助会、中小企業金融公庫の利用、普及並に指導
- 幹旋
- ヘ、金融制度（不動産金融）の改善に関する調査研究
- ト、運転資金並に店舗の増改築、店内改装並に作業場の増改築、厚生施設の改善等に関する長期資金の幹旋

チ、各地金融事情調査の実施

- 5、交通運輸対策
- イ、道路の建設及び改善の促進
- ロ、交通安全事故防止運動
- ハ、交通量並に交通網の実態調査
- ニ、交通関係諸官公署との密接な連絡
- ホ、運輸業の経営改善指導
- ヘ、新道交法の普及並に指導
- ト、両毛線複線電化促進運動並に両毛線を東北本線下に連絡する列車の増発促進運動
- チ、市外バス、電車等の増発促進運動
- リ、市内バス運行路線の増加運動

6、建設業振興対策

- イ、建設資材の物価調査と部会員に周知
- ロ、諸官庁の工事費の適正化、その他の陳情
- ハ、全国技能者の賃金調査
- ニ、技能者養成のための指導並に講習会、講演会等の開催
- ホ、部会員所属従業員確保のための諸施策遂行と監督官庁との連絡
- ヘ、農村余剰労働力の活用
- ト、技能者の技術コンクールの開催
- チ、その他部会員発展のための諸施策

7、その他

- イ、特定商工業者法定台帳の作成
- ロ、商取引の紹介、幹旋及び信用調査に関する事項
- ハ、商工業の実態調査
- ニ、会報の発行
- ホ、各種統計の蒐集調査
- ヘ、事務職員、珠算能力、英、和文タイピスト並に計算尺技能検定試験、簿記検定試験の実施
- ト、各官庁に対する連絡並に請願、陳情、意見の具申
- チ、会議所に関係ある各種団体の指導育成
- リ、青色申告制度の普及運動
- ヌ、税制に関する調査研究
- ル、各地商工会議所との連絡
- ヲ、勤労者体位向上運動の実施
- ワ、優良商店、工場並に従業員等の表彰
- カ、従業員退職共済金制度の指導並に実践
- コ、従業員最低賃金制度の指導
- ク、中小企業従業員失業保険事務組合設置並に労災保険加入促進
- ケ、年少従業員福祉員活動の推進
- ク、無料法律相談
- ツ、確定申告個別指導
- ネ、事務職員実務通信講座の開設

昭和三十八年度宇都宮商工会 議所中小企業相談所事業計画

1、基本方針

中小企業の経営は資金、労務、技術等の面のあい路に阻まれ急激なる変転を見つ、ある流通革命、技術革新等の新時流に充分対応し得ぬ現況にありこれ等を中心とした中小企業対策は喫緊の要務である。

茲に於て当所は中小企業の人づくりのための経営管理者の育成と技術者の養成を第一重点に次いで事業経営資金並に機械設備、施設改善等の資金の円滑なる融資の幹旋相談を積極化し更に労働源並に労務関係機関と密接なる連絡を保ち労務の確保と雇傭の促進を図る等中小企業の経営改善を促進するため相談所の活発なる運営を期す。



2、相談指導種目

法規 法規一般、行政庁に対する手続等(弁護士担当)  
 資材 資材一般  
 金融 事業金融、信用保険等の斡旋  
 税務 税金についての申告、納付の相談及び税務一般  
 (税理士担当)  
 経理 帳簿組織等経理一般  
 経営 企業診断、店舗構造、商品陳列、照明の相談  
 労働 就業規則の作成、社会保険(労災、健保、失保等)の事務の代行、その他労務管理一般

技術 技術一般  
 特許 特許権、実用新案権、商標権等(弁理士担当)  
 意匠 意匠権、商業文案、広告等(弁理士担当)  
 貿易 貿易手続、取引斡旋、ほん訳等  
 取引 販売先の紹介斡旋等国内商取引一般  
 その他 信用調査諸法令による事務代行等前記以外の事項

3、各種講習会等の開催

4、専門指導員による個別指導

昭和38年度収支予算書

(昭和38年4月1日より  
昭和39年3月31日まで)

宇都宮商工会議所

収入の部

(単位 円)

款	項	本年度額	前年度額	対比増減(△)	備考
1. 会費	1. 会費	6,850,000	5,811,900	1,038,100	
	2. 過年度会費	6,820,000	5,800,000	1,020,000	6,820円(1口1,000円)
		30,000	11,900	18,100	
2. 交付金	1. 補助金	1,500,000	1,500,000	0	宇都宮市補助金
3. 事業収入		3,400,000	3,750,000	△350,000	
	1. 商工技術普及事業 事業収入	900,000	750,000	150,000	珠算能力、簿記、タイピスト、事務職員、計算尺技術等の検定試験料並に事務職員、(店員通信講座受講料収入分)
	2. 事業の業	1,900,000	1,900,000	0	見本市、各種展示会並に各種産物収入
	3. 事業	600,000	1,100,000	△500,000	会議所ニュース広告料、その他
4. 手数料、使用料	1. 手数料、使用料	500,000	300,000	200,000	各種証明、鑑定手数料、会議所貸室使用料
5. 寄付金	1. 寄付金	30,000	70,000	△40,000	事業に対する寄付金
6. 雑収入	1. 子金 2. 雑収入	340,000 50,000	305,921 46,000	34,079 4,000	子金 利子 その他雑収入
7. 繰越金	1. 繰越金	501,000	518,259	△18,259	前年度繰越金
合	計	13,120,000	12,256,080	863,920	
支出の部					
款	項	本年度額	前年度額	対比増減(△)	備考
1. 給与費	1. 給料	3,680,000	2,480,000	1,200,000	役員給料
	2. 諸料	2,700,000	1,780,000	920,000	手当及び雑給(残業手当、その他雑給)
	3. 賞与	150,000	120,000	30,000	
	4. 報酬	800,000	550,000	250,000	役員賞与
		30,000	30,000	0	委員嘱託報酬
2. 旅費	1. 旅費	170,000	150,000	20,000	役員旅費



3. 家屋費	1. 借地料 2. 営繕費 3. 管理費 4. 保険料	570,000 75,000 300,000 180,000 15,000	869,700 78,000 615,700 160,000 16,000	△ 299,700 △ 3,000 △ 315,700 20,000 △ 1,000	宇都宮市役所納付 家屋並に室内修理 光熱費、水道料 火災保険料(建物、什器備品)
4. 事務局費	1. 通信運搬費 2. 消耗品費 3. 図書印刷費 4. 印刷器費 5. 什器費 6. その他諸費	520,000 180,000 120,000 50,000 60,000 80,000 30,000	531,000 170,000 100,000 50,000 60,000 80,000 71,000	△ 11,000 10,000 20,000 0 0 0 △ 41,000	電話料、郵便料、その他運搬費 諸用紙、文房具類 官公報、新聞、その他図書費 諸印刷費 備品購入及び修繕費
5. 会議費	1. 会議費	250,000 250,000	200,000 200,000	50,000 50,000	議員総会費、役員会費、部会費、その他
6. 一般事業費	1. 中小企業相談所 特別会計課入費 2. 商工振興技術普及費 3. 調査研究費 4. 講演会、講習費 5. 販路拡張費 6. 観光宣伝費 7. その他諸費	5,100,000 1,150,000 2,500,000 200,000 50,000 300,000 100,000 800,000	4,810,000 1,000,000 2,450,000 200,000 50,000 300,000 60,000 750,000	290,000 150,000 50,000 0 0 0 40,000 50,000	決算、簿記、タイピスト、事務職員、計算尺、投筒、試験諸費、事務職員、店員通信講座費並に各種催物支出 調査研究費 講演会、講習会、その他 販路拡張費 観光宣伝、商取引増進費 各課年ニユース発行、刊行物郵布、商業活動調整諸費、70周年記念事業費
7. 交際費	1. 交際費	200,000 200,000	170,000 170,000	30,000 30,000	慶弔、接待費
8. 公課分担金	1. 公課金 2. 分担金	600,000 5,000 595,000	510,000 5,000 505,000	90,000 0 90,000	諸税 日商、関東ゾックス、県連合会分担金
9. 厚生費	1. 福利厚生費	350,000 350,000	220,000 220,000	130,000 130,000	役員員社会保険料、その他厚生費
10. 退職給与種立金 繰上金計	1. 退職給与種立金 特別会計課入費 70周年記念事業特別金 2. 費等種立金 土地買入等特別金 3. 繰上金繰入金 繰上金特別金	1,500,000 300,000 0 1,200,000	2,050,000 300,000 650,000 1,100,000	△ 550,000 0 △ 650,000 100,000	役員員退職給与種立金
11. 法定台帳関係金 繰上金	1. 法定台帳関係金 繰上金	50,000 50,000	100,000 100,000	△ 50,000 △ 50,000	法定台帳管理費補填金
12. 雑費	1. 雑費	80,000 80,000	80,000 80,000	0 0	
13. 予備費	1. 予備費	50,000 50,000	85,380 85,380	△ 35,380 △ 35,380	
合 計		13,120,000	12,256,080	863,320	



昭和38年度宇都宮商工会議所中小企業相談所収支予算書

(特別会計)

(昭和38年4月1日より  
昭和39年3月31日まで)

収入の部

(単位 円)

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	対比増減 (円)	備考
1. 經常収入	5,199,000	4,405,500	793,500	
1. 果補助金	3,484,000	2,930,600	553,400	
2. 市補助金	500,000	400,000	100,000	
3. 自己負担金	1,150,000	1,000,000	150,000	
4. 手数料	65,000	74,900	9,900 △	聴講料等
2. 臨時収入	6,400	10,829 △	4,429	
1. 雑収入	6,400	10,829 △	4,429	預金利子
3. 繰越金	0	0	0	
1. 繰越金	0	0	0	
合計	5,205,400	4,416,329	789,071	

支出の部

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	対比増減 (円)	備考
1. 経営改善普及費	4,170,800	3,526,600	644,200	
1. 経営指導員人件費	2,242,000	1,794,900	447,100	俵給 1,680,000円 (@140,000円×12ヶ月) 家族手当 72,000円 (@6,000円×12ヶ月) 特別手当 490,000円 (140,000円×3.5%)
2. 経営指導補助員旅費	312,400	245,400	67,000	俵給 240,000円 (@20,000円×12ヶ月) 特別手当 72,400円 (@20,000円×3.5% @200円×12ヶ月)
3. 指導員旅費	140,000	113,000	27,000	20,000円×7人=140,000円
4. 専門指導員謝金	0	552,000 △	552,000	{ 集団指導 5,320円×120回=638,400円 個別指導 3,000円×100回=300,000円 2,000事業所×20円 }
5. 講習会等開催費	938,400	244,000	694,400	備品費 94,000円 (モニター購入費60,000円、スライド映写機20,000円、その他14,000円) 消耗品費 70,000円 (罫用紙、文具品)
6. 経営カルテ作成費	40,000	40,000	0	印刷製本費 50,000円 (業務案内、その他)
7. 指導員事務費	498,000	537,300 △	39,300	通信運搬費 180,000円 (郵便、電話料) 図書費 30,000円 (参考書、その他) 燃料費 72,000円 (石炭、電気料、ガソリン) 公費 2,000円 (モニターバイク税)
2. 一般事業費	420,000	392,000	28,000	
1. 商業振興費	200,000	200,000	0	商業振興事業費 100,000円 同 研修費 50,000円 同 調査費 50,000円
2. 工業振興費	150,000	150,000	0	工業振興事業費 50,000円 同 研修費 50,000円 同 調査費 50,000円
3. 労務対策費	70,000	42,000	28,000	労務対策事業費 20,000円 同 調査費 50,000円



3. 管理費	614,600	497,729	116,871	
1. 人件費	48,000	36,000	12,000	超勤手当 器具修理費 月@4,000円×12ヶ月 30,000円 20,000円
2. 事務費	50,000	50,000	0	
3. 会議費	60,000	70,000	△ 10,000	(商) 審査員中食代、その他茶菓代
4. 福利厚生費	240,000	120,000	120,000	
5. 退職給付積立金	200,000	200,000	0	職員の社会保険料、その他
6. 予備費	16,600	21,729	△ 5,129	
合計	5,205,400	4,416,329	789,071	

昭和38年度における特定商工業者法定台帳の作成管理  
及び運用に直接必要な経費の明細書

昭和38年度特別会計収支予算書

宇都宮商工会議所

(昭和38年4月1日より  
昭和39年3月31日まで)

収入の部

(単位 円)

款	項	本年度額 本予算額	前年度額 前予算額	対比増減 (△)	備	考
1. 本年度負担金	1. 本年度負担金	1,140,000	1,080,000	60,000	特定商工業者 $1,500人 \times \frac{95}{100}$ (1,425人) × 800	
2. 過年度負担金	1. 過年度負担金	0	0	0	前年度業者数 $90$ $1,500人 \times (\frac{90}{100} = 100)$	前年度徴収額
3. 補填金	1. 補填金	50,000	100,000	△ 50,000		
合計	計	1,190,000	1,180,000	10,000		

支出の部

款	項	本年度額 本予算額	前年度額 前予算額	対比増減 (△)	備	考
1. 給与費	1. 俸給	453,000	348,000	0	専任給 月20,000円×12ヶ月分=240,000円 助勤給 月6,000円×12ヶ月分=108,000円 家族手当 (専任分) 外請手当 月1,500円×12ヶ月分=18,000円 俸給月額 300% = 87,000円	
2. 事務局費	1. 施設管理費	179,962	121,362	58,600	1. 電灯料 月200円×3×12月=7,200円 2. 石炭 トン分 (3,100円×4ヶ月) =32,400円	
	2. 什器備品借料	80,000	27,000	53,000	3. 水道料 (事務局使用量の $\frac{1}{5}$ ) = 2,000円	
					1. 電 話 2. 台 帳 3. 容 器 4. 机 箱 5. 机 箱 6. 戸 棚 7. タイヤ 8. 白 板 9. 宛 名 10. 暖 房 1. 機 器 2. 容 器 3. 機 器 4. 機 器 5. 機 器 6. 機 器 7. 機 器 8. 機 器 9. 機 器 10. 機 器	50,000円×2 38,000円×3 30,000円×1 9,000円×2 1,500円×2 8,000円×2 70,000円×1 20,000円×1 22,000円×1 7,000円×1



	3. 消耗品費	58,362	53,562	4,800	以上購入額の <sup>5</sup> 1. 諸用紙類 25,000円 2. 封筒類 12,000円 3. 筆、墨、その他文具類 21,362円
3. 事業費	1. 印刷費	478,620	552,220 △	73,600	1. 台帳用紙 (10円×1,800組) =18,000円 2. 離脱書、依頼状、記入要領等 15円×1,800組=27,000円 3. 督促状 (ハガキ印刷代) 2円×500枚 =1,000円 4. 索引用紙、分類用紙 3円×6,000枚=18,000円 5. 取引紹介用紙 2円×2,500枚=5,000円 (内1,500枚ハガキ印刷) 1. 郵便料 50,000円 台帳記入依頼 10円×2×1,500通分 =30,000円 督促用 (ハガキ) 5円×1,500通分 =7,500円 取引紹介 (ハガキ) 5円×1,500通分 =7,500円 " 10円×1,000通分=10,000円 2. 電料 19,620円 市外 30円×130回=4,500円 市内 7円×180通話×12月分=15,120円 月1人平均500円×5人×12月分30,000円 1. 利用徹底パソコン 70円×2,500部=175,000円 2. 特定商工業者向け報特集号頒布費 30円×700人×6=126,000円 3. 新聞広告 4,500円×2=9,000円
	2. 通信費	69,620	65,620	4,000	
	3. 交通費	30,000	15,600	14,400	
	4. 広報費	310,000	442,000 △	132,000	
4. 福利厚生費	1. 福利厚生費	43,618	18,618	25,000	1. 健康保険料 俸給の <sup>63</sup> <sub>1,000</sub> ×12=10,962円 2. 厚生年金料 俸給の <sup>30</sup> <sub>1,000</sub> ×12=5,220円 3. 失業保険料 俸給の <sup>14</sup> <sub>1,000</sub> ×12=2,436円 4. 日商厚生費 =25,000円
5. 退職給与積立金	1. 退職給与積立金	34,800	34,800	0	俸給の10%
合	計	1,190,000	1,180,000	10,000	

### 昭和38年度諸積立金収支予算書

#### (特別会計)

(昭和38年4月1日  
昭和39年3月31日まで)

宇都宮商工会議所

#### 収入の部

(単位 円)

款	項	本年度額	前年度額	対比増減	備	考
1. 退職資金積立金	1. 繰越金	2,216,609	1,653,609	563,000	前年度繰越金 本年度積立金 一般会計 計 300,000円 由小企業相談所 200,000円	
	2. 本年度積立金	1,716,609	1,153,609	563,000		
2. 利子	1. 利子	84,000	63,000	21,000	予金利子	
3. 70周年記念事業費等積立金	1. 繰越金	1,028,000	1,009,000	19,000	前年度繰越金 本年度積立金	
	2. 費等積立金	1,028,000	359,000	669,000		
合	計	5,066,228	3,618,228	1,448,000		



4. 利子	1. 利子	35,000	19,000	16,000	子金利子
5. 土地買入等基金積立	1. 繰越金 2. 土地買入等基金積立	2,300,000 1,100,000 1,200,000	2,000,000 900,000 1,100,000	300,000 200,000 100,000	前年度繰越金(909,112円資産繰入) 本年度積立金
6. 利子	1. 利子	12,000	9,112	2,888	子金利子
合	計	5,675,609	4,753,721	921,888	

支出の部

款	項	本年度予算額	前年度予算額	対比増減(入)	備	考
1. 退職給与金	1. 退職給与金	2,300,609	1,716,609	584,000		
2. 70周年記念事業費等積立金	1. 70周年記念事業費等積立金	1,063,000	1,028,000	35,000		
3. 土地買入等基金積立	1. 土地買入等基金積立	2,312,000	2,009,112	302,888		
合	計	5,675,609	4,753,721	921,888		

宇都宮商工会議所創立70周年記念行事収支予算書

昭和38年度特別会計

(単位 円)

収入の部

科	目	金額	備	考
1.	負担金及び補助金	2,082,000		
2.	議員拠出金	484,000	当所議員拠出金	会 頭 30,000円×1人=30,000円 副 会 頭 15,000円×4人=60,000円 常 務 員、監 事 8,000円×23人=184,000円 議 員 5,000円×42人=210,000円
3.	事業収入	2,394,000	広告1頁 記念たばこ調製 従業員表彰費収入 記念備品調製費	50,000円×10頁500,000円 48円×3,000個=144,000円 1,500人×500円=750,000円 1,000,000円
合	計	4,960,000		

支出の部

科	目	金額	備	考
1.	記念式典費	1,535,000		
(1)	表彰費	255,000	{顧問、参予、議員、職員表彰 歴代会頭写真掲載額 来賓、顧問、参予、現旧議員 会 員、特 定 商 工 業 者 会 員、特 定 商 工 業 者 会 場 設 備 装 飾 費、 来 賓、顧 問、参 予、 新 旧 議 員 其 他 招 待 費 印 刷 費、其 他	150人×1,500円=225,000円 30,000円 350人×1,000円=350,000円 1,900人×300円=570,000円
(2)	記念品費	920,000		
(3)	会場関係費	50,000		
(4)	会宴費	210,000		
(5)	雑費	100,000		



2. 事業費		3,361,500
(1) 70周年記念史費	380,000	記念史發行代 1,000円×300冊=300,000円 編集員手当80,000円
(2) 従業員表彰費	787,500	1,500人×500円=750,000円 賞状 1,500枚×25円=37,500円
(3) フトラクシヨ関係費	400,000	芸能人関係費
(4) 記念たばこ調製費	144,000	48円×3,000個=144,000円
(5) 記念行事費	1,550,000	秋まつり記念事業費 500,000円 記念品調製費 1,050,000円
(6) 雑費	100,000	
3. 予備費	63,500	
(1) 予備費	63,500	
合計	4,960,000	

## 国民に奉仕する行政を！ 改めたい割拠主義

### 行政制度と行政運営改善に要望 日商総会

日本商工会議所では第十七回通常役員総会を三月十四日十時から十六時まで東商ホールで開いた。

高城専務理事の開会宣言に続いて足立会頭のあいさつがあり、同会頭を議長（中途鈴木名古屋会頭代行）に、各提出議案を審議「行政制度および行政運営の改善に関する意見」を決議した。

同意見の内容は、現行の行政制度およびその運営が、国民経済また国民生活の進展に即応しない点が少なくないとその効率的行政の実現をはかるため改善を要請したものでその全文は次のとおりである。

#### 特に改善を希望する事項

現行の行政制度及び行政の運営は、戦後相当民主化されてきたが、なお、主権者であり、納税者である国民に奉仕する行政にまで徹するには至らず、また事務の組織と管理の上において合理化、能率化が遅れており、今日の国民経済及び国民生活の進展に即応しない点が少なくない。

よって、われわれは、国民のために奉仕する行政、国民の労力・時間・費用のむだを省く効率的行政の実現をはかるため、次に示す事項について特にその改善を要請するものである。

#### 一、中央行政機構について

① 行政機関の割拠主義により行政が総合的・一貫的に行なわれがたく、かつタイミングを逸し勝ちであり、特に近年著しく増大しつつある行政投資が総合的・一貫効率的に行なわれない実情にあるので、各省行政の総合調整機能をもつ強力な機構の確立が必要である。

例えば④河川に関する行政について、建設省、農林省、通産省、厚生省、その他が関与しているが、このように行政機構が多面的で錯綜しているため、河川の水の合理的・効率的利用が妨げられ、大量の水が未開発・未利用のままむだに流される結果となっている。

⑥ 経済協力及び技術協力については、外務省、建設省、通産省、大蔵省等が関与しているが、統一性や迅速性を欠き、処理期間が長くなり、タイミングを逸し後手に回る傾向がある。

⑦ 陸上交通に関する行政は、運輸省、建設省、国家公安委員会その他の省が関与しているが、鉄道と道路輸送と自動車輸送、輸送力確保と交通規則の関係を有機的な統一体として総合把握し対策をたてる必要に迫られている現状である。

⑧ 観光行政は、運輸省、厚生省、建設省、外務省、文部省等が関与しているが、外人客の誘致、観光地の開発、自然景観および文化財の保護、管理等に関して総合一貫した施策が行なわれがたい憾みがある。

⑨ 産業基盤強化のための公共投資計画が、通産、建設、運輸、農林、自治等の各省のそれぞれの立場からする主張に基づいて積み上げられて行く傾向があるため勢い総花的となり、投資効率を十分にあげ得ない憾みがある。以上の如き弊害を是正するために、経済企画庁を含め、総理府の関係部局を統合して副総理格の国務大臣の指揮下におき、政策の総合調整を行なわしめることが考えられる。

⑩ 同種ないし類似の行政が各省に分散し共管競合するため、総合的・効率的な対策が行なわれない例が相当多いので、同種ないし類似の行政の同一機構への統合を促進すべきである。

共管競合事務の統合が特に困難な場合においては、最も関連の多い機関に他の機関の關係事務の委託代行を行なわしめる制度を確立すべきである。

その例として①の設例にもみられるが、その最も典型的なものとして、たとえば④港湾関係行政がある。即ち

イ、船舶の碇泊について、港湾管理者と海上保安部が関与、船舶の出入港に關し港湾管理者、海上保安部、税関および入国管理事務所が関与

ハ、人および貨物の入出港に關する検査事務が別々の機関



により行なわれ、しかも重複する場合がある。

人に関する検査事務…：税関、検疫所、入国管理事務所  
貨物に関する検査事務

△輸入関係…：税関、動物検疫所、植物検疫所、食糧事務所、厚生省食品衛生課検疫所、厚生省現地駐在薬事監視員

△輸出関係…：(政府機関) 工業品検査所、繊維品検査所、農産物検査所(指定検査機関) 日本雑貨輸出センター、日本機械金属検査協会、人絹繊維物検査協会等、輸出入デザイン法による認定機関、この他税関がさらに検査を行っている。

ニ、公共上屋の管理は港湾管理者、その蔵置貨物の取締は税関が行ない、貨物の搬出入について同一手続を重複して行なわなくてはならない。

⑧ 社会保険行政は、健康保険と厚生年金保険は厚生省労災保険と失業保健は労働省が所管しているが、実施機関の窓口が多元化するばかりでなく、賃金の解釈や取扱いが異なり、従って保険料及び保険給付の算定基準に相違を生じ、事業主の事務手続が複雑化し、また事業主に對する調査が重複して行なわれる等の不合理がある。

⑨ 電鉄の事業に対し、運輸省の監督検査の他に、道路に關しては建設省、電気施設に關しては通産省が関与している。またビルのエレベーターに對し労働基準法による検査と建築基準法による検査が別個に時を異にして行なわれている。

なお、委託代行を行なわしめるための措置として、許可認可等臨時措置法の規定を活用するか、新立法措置を講ずる必要がある。

⑩ 中央は政策の企画策定と指導監督を主とし、その機構を極力簡素化するとともに、直接国民に關係ある事務の実施権限はできるだけ出先機関または地方公共団体に委譲すべきである。

例えば①電鉄事業に對する關係官庁の許可事項は事業活動のかなり細部にまで及んでいるが、出先機関へ委譲すべき一、二の例をあげれば

イ、軌道の工事施行の認可については、処分の権限を出先機関へ委譲すべきである。

ロ、行楽シーズンにおける割引運賃に對する運輸大臣の認可は毎年その都度必要とするが、一定の基準を示しその範囲内では出先機関に對する届出とすべきである。

⑪ 受電電力が三下キロワットをこえる場合の通産大臣許可、家用用電気工作物の新設、変更の認可等の事務は通商産業局に委譲すべきである。

⑫ 現行の会計年度は公共事業の実施に支障が少なくなくまた年度制と暦年制の相連により多くの不便が生じているので、会計年度に暦年制を採用することを検討すべきである。また、単年度制の厳格な適用が公共事業等の計画的、効率的実施に支障があるので、特に必要のある事項については継続費の設定予算の繰越し使用制度の拡大を検討する

必要がある。

例えば①北海道、東北、北陸等冬期積雪地帯の公共事業は、実施予算の決定、発注が八月以降、工事着手が九月以降となるので、工事の年度内完成は困難である。

② 統計資料等が暦年と年度の二本立てのため、統合的一貫的な比較検討に支障をきたす場合が非常に多い。

③ とくに地方財政は国庫補助金その他国庫支出に依存するところが大きいので、国の予算成立後追加更正予算を計上することが多く、そのため事業の実施期が著しく遅れる実情にあるので、とくに継続費等の活用が必要である。

## 二、地域行政について

現行の都道府県による行政は、今日経済圏や生活圏が拡大し広域化している実情に即応せず、広域経済の総合開発に支障が少なくないので、広域行政機構を確立する必要がある。

① 道州制の実現をはかるため速やかに具体策を検討すべきである。

② 道州制の実現に至るまで、広域における国の各種出先機関、都道府県を総合調整する機構を設けるとともに、合同庁舎に国の出先機関の集合を促進すべきである。

例えば①大都市内の道路交通の円滑化を表現するには都市の周辺地域の道路交通、さらに他府県における団地造成、工場分散などを総合的に考慮せねばならない。

② 主要幹線道路の管理及び交通規制が都道府県により区々に行なわれ不統一であることは、道路の機能を著しく尊なうものである。

③ 河川の管理が都道府県別に行なわれることは、水の効率的利用に大きな障害となっている。

④ 都道府県別の産業行政は、広域の地域開発及び産業都市の建設に障害となっている。

## 三、監督行政について

国民の自主性、責任性を尊重し、政府の介入は必要最小限度にとどめるべきで、特に次の事項について大幅な改善を行なうべきである。

① 許可認可、検査等の監督行政については、できる限り廃止または届出に改め、その手続きを極力簡素化するとともに、それらの事務を民間に移行する等の措置を講ずべきである。

② 許可認可等の基準を国民に明確に示すとともに、原則として一定の期間内において許可認可等の処分を行なわねばならないものとすべきである。

例えば①危険物積載船舶の停泊許可について、港湾管理者、海上保安部および税関の間で危険認定基準がまちまちで業者に迷惑をかけている。

② 税関、食糧輸入、検疫等の事務について本省と出先機関、あるいは出先機関相互において見解や取扱いが相異し、業者は迷惑している。

③ 許可認可の処理に要した日数および民間で希望する処理日数の例をあげれば次の如くである。



許認可事項

許認可事項	最長日数	最短期日数	希望日数
受電の許可申請	一八〇日	六〇日	三〇日
農地転用の許可申請	二〇〇日	六〇日	三〇日
港湾区域内水域占用許可申請	二〇〇日	三〇日	一五日
河川法による工作物の新築許可申請	一八〇日	一二〇日	三〇日
第2種電気工作物施設変更許可申請	一二〇日	九〇日	三〇日

③ 許認可等のほかに行政指導の名のもとに行き過ぎた指導監督が行なわれ、弊害をもたらしているが、特に公共企業体、公団その他の特殊法人に対し、個々の事業運営または事務職員給与額にまで干渉し、その事業運営の弾力性と能率化を著しく阻害している実情にあるので、これを改めて運営方針の大綱を監督するに止めるべきである。

以上の如き不合理、非能率を是正するために内閣に特に法令整理のための部局を新設し、法律政令等の廃止、許認可、検査事項の廃止、統合等簡単合理化を実施せしめることが考えられる。

四、公務員について

行政の改善をはかるためには、これにたずさわる公務員の資質の向上と責任体制の確立に待つものが多いので、公務員制度について次の如き改善を行なうべきである。

① 公務員の配置転換が臨機に行なわれがたく、能率の向上を阻害している点が少ないので、人員の適正配置に意を用うべきである。また各省庁の割拠主義を緩和するために、各省庁間の人事交流をはかるべきである。

(例えば)非常に多忙な官庁または部署がある反面、比較的暇な官庁または部署があるが、その間に定員の融通調整などが十分に行なわれていない。

② 年功序列による昇進および給与の体系はややもすると公務員に事なかれ主義と責任回避の気風を生んでいるので給与に能率給的要素をさらに加味し、優秀な者を優遇できるように措置すべきである。なお、公務員の頻繁な異動が行政能率を著しく阻害している実情にかんがみ、地位の異動がなくても給与の昇進ができるようにし、職務に熟達可能な公務員の確保に努めるべきである。

③ 公務員に、主権者であり、納税者である国民に奉仕する公僕としての自覚の足りない点があり、また特に民間の企業経営に対する理解に欠ける点が少ないので、公務員のこれに関する教育訓練を充実強化すべきである。

④ 官庁事務において著しく遅れている事務の科学的管理法、事務の機械化等を導入し、事務能率の向上をはかり、国民に対する行政サービスの改善に努めるべきである。

五、人員整理について

行政制度および行政運営の合理化、能率化、簡素化の結果生じた過剰人員は整理し、民間の求人にも充用し、もって国民負担の軽減をはかるべきである。

一 通常議員総会で決定した一

◎ 当所創立70周年記念式典と諸行事

◆ 新緑映える5月10日会議所を挙げて実行に着手す。

宇都宮商工会議所創立七十周年記念を飾る各種行事計画は、昨年来保坂委員長以下各常任準備委員が一致協力し、着々計画を進めておりましたが、過日の議員総会に於て満場一致最終的決議を得て、愈々五月十日(迄)万全の態勢を整え、当所の総力を結集して次の記念行事案により実行することに決定致しました。

記

当所創立七十周年記念行事(案)

第一部記念式典

日時 昭和三十八年五月十日(金)

午前十時より

会場 於・栃木会館(大ホール)

式次第

- 1、開式のことば
- 2、会頭式辞
- 3、顧問・参予並に現議員に対し感謝状・記念品贈呈
- 4、当所優良勤続職員に表彰状・記念品の授与
- 5、会員事業所優良従業員に表彰状・記念品の贈呈
- 6、来賓祝辞(祝電披露) 約十名(主なる来賓通産省を始め、栃木県第一区選出国會議員等約一六〇名を予定)
- 7、受賞代表者の謝辞
- 8、閉式のことば

第二部(アトラクション)

- 1、開会のことば
- 2、有名芸能人による芸能公開
- 3、閉会のことば

◎ 来賓招宴 於・東武デパート五階ホール

参加者(来賓・現旧議員・顧問・参予等三〇〇人出席予定)

◎ 記念品 (来賓・顧問・参予・議員計三五〇人・会員並に特定商工業者・職員等計一、九〇〇人)

◎ 記念事業

- 1、当所会頭室に歴代会頭の写真掲額
- 2、当所創立七十年史発刊
- 3、当所記念備品の調製
- 4、贈呈記念タバコの調製

その他宇都宮市商工業の発展過程を一堂に展示する「商工業七十年の歩み」大展覽会を、来るべき恒例「宮の秋まつり」に際し宇都宮市並びに宇都宮市商店街連盟との共催による・多彩なる諸行事と併せて(商工業の発展策として全市を挙げて)盛大に挙げる予定にて目下着々準備計画中に付き、決定次第その詳細をお知らせ致します。



# 当所議員選挙施行!!

## 五月一日告示

当所議員選挙は左記日程により施行致します。

商工業の皆様!!

商工会議所は地域経済発展を目標に幾多の事業を行い、特に商工業者のサービス機関として商工業の振興のためあらゆる利便を供与し、併せて商工業の世論を集めて市・県、更に政府に反映させる等その一切が皆様のための機関です。

商工会議所を信頼しこれを育成していくことは結局は商工業者自身の繁栄のためであります。

会員の皆様!!

この機会に未加入者の方々に理解と協力を求め、全商工業者は一人残らず会員となるよう強力な御勧誘を御願致します。

年間会費 一口 一、〇〇〇円

但し法人は二口以上とする。

議員選挙に関する事務日程表		
日 時	事 項	
5月1日(水)	選 挙 公 告	立 候 補 届 出 期 間
// 15日(水)	選 挙 人 名 簿 調 製	
// 20日(月) 22日(水)	名 簿 縦 覧	
// 27日(月)	名 簿 確 定	
// 28日(水) 30日(木)	二 号 議 員 の 部 会 割 当 決 定	
6月1日(土)	二 号 議 員 選 任	
// 1日(土)	一 号 議 員 立 候 補 届 出 締 切	
// 2日(日)	立 候 補 辞 退	
// 4日(火)	一 号 議 員 選 挙	
// 6日(木)	三 号 議 員 選 任	
// 15日(土)	議 員 総 会	
備考 本日程表の取扱時間は午前9時より午後4時までと します。		